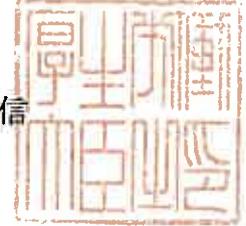




厚生労働省発健 1021 第 1 号
令和 4 年 10 月 21 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 2 項の規定により適用する同法第 24 条第 5 号の規定に基づき、別紙「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

厚科審第59号
令和4年10月21日

予防接種・ワクチン分科会長
脇田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福井 次 矢



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和4年10月21日付け厚生労働省発健1021第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚 科 審 第 60 号
令和 4 年 10 月 21 日

予防接種・ワクチン分科会
副反応検討部会長
森 尾 友 宏 殿

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和 4 年 10 月 21 日付け厚生労働省発健 1021 第 1 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種法施行規則の一部改正

予防接種法附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の対象となる症状として、接種から七日以内に確認された熱性けいれんを加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。